

本宮市農業委員会 平成30年3月総会 議事録

1. 開催日時 平成30年3月20日(火)午後1時30分

2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤 孝昭	2番	渡辺 喜一	3番	渡邊 謙輔
4番	國分 政利	5番	遠藤 政幸	6番	國分 新司
7番	渡邊 孝一	8番	渡邊 平二	9番	伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番	石橋 広基	2番	遠藤栄太郎	3番	遠藤 俊雄
4番	遠藤 秀男	5番	國分 隆一		
7番	三瓶 和彦	8番	三瓶 修藏	9番	鍋島 正則
10番	根本 市徳	11番	渡邊 善幸	12番	渡邊 利一

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 6番 佐藤 一徳

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 渡邊 孝江

7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員6番佐藤一徳委員です。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。(時節の事柄)
事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。5番遠藤政幸委員、8番渡邊平二委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

渡辺喜一委員 議長

会長伊藤 隆一 2番渡辺喜一委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、渡辺喜一です。渡邊孝一委員、遠藤秀男委員、三瓶和彦委員委員です。去る3月12日、13時15分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第18号農地法第5条第1項の件番1・2は、更地分譲です。件番8は4条事業計画変更が伴う、5条賃貸借設定申請です。議案第19号「現況確認証明願い」は、3件とも非農

地判断致しました。申請はいずれも土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われま。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 2月定例会で許可の農地法第3条、農地法第4条、農地法第5条、第5条事変現況確認証明願いについて、事務局より報告いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出（朗読）2月定例会許可分は2月23日付で、許可指令証を交付しております。尚、*****については、市開発委員会の支持待ちのため保留としています。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、「農地転用現地調査委員長報告」につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

議案第15号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項を上程します。

申請1番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 （事務局朗読・説明）

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

國分政利委員 議長

会長伊藤 隆一 4番國分政利委員

國分政利委員 議案第15号件番1について、2月10日に現地調査及び申請内容の確認を渡邊利一委員と致しました。件番1については、生前一括贈与であり後継者は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員渡邊利一委員は補足説明はありますか。

渡邊利一委員 農業委員國分政利委員の説明とおりで。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

（異議なし）

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

（異議なし）

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

（異議なし）

会長伊藤 隆一 議案第15号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに異議ありませんか。

（異議なし）

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第15号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。

申請2番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

國分新司委員 議長

会長伊藤 隆一 6番國分新司委員

國分新司委員 議案第15号件番2について、2月10日に現地調査及び申請内容の確認を三瓶修藏委員と致しました。件番2については、議案第18号5～6に係る転用申請があり、設定人は農業者年金受給者のため、使用貸借権の再設定です。被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番2につきましては、許可適当と判断いたしました。

会長伊藤 隆一 推進委員三瓶修藏委員は補足説明はありますか。

三瓶修藏委員 農業委員國分新司委員の説明とおりで。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第15号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請2番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第15号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請2番は許可とすることに決定いたしました。

次に申請3番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

佐藤孝昭委員 議長

会長伊藤 隆一 1番佐藤孝昭委員

佐藤孝昭委員 議案第15号件番3について、2月11日に現地調査及び申請内容の確認を渡邊善幸委員と致しました。件番3については、生前一括贈与の申請であり、後継者は農業に従事しており、申請地以外でも耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番3につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員渡邊善幸委員は補足説明はありますか。

渡邊善幸委員 農業委員佐藤孝昭委員の説明とおりで。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 15 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 3 番は許可とすることに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 15 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 3 番は許可とすることに決定いたしました。
次に、議案第 16 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番を上程します。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 16 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 16 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に議案第 17 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」の件番 1 件について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 17 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」の件番 1 件は、許可することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 17 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」の件番 1 件は、許可することに決定いたしました。
次に、申請 2 番は、議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番と

関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条により一括上程とさせていただきますと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせていただきます。

「農地の転用に係る事業計画の変更について」の件番 2 と議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 17 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」の件番 2 と議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番は、許可することに、異議ありませんか

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 17 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」の件番 2 と議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番は、許可することに決定いたしました。

議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

渡邊孝一委員 議長

会長伊藤 隆一 7 番渡邊孝一委員

渡邊孝一委員 差支えなければ売買単価を教えてください。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 総額で*****円です。㎡単価*****円、坪単価*****円です。

会長伊藤 隆一 他に質疑ありますか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに決定を致しました。

次に、申請 2 番と 3 番は、関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条により一括上程とさせて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせて頂きます。申請 2 番と 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

國分隆一委員 議長

会長伊藤 隆一 推進委員 5 番國分隆一委員

國分隆一委員 売買単価を教えてほしい。

会長伊藤 隆一 暫時休議します。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 件番 2 は総額で*****円です。㎡単価*****円、坪単価*****円です。件番 3 は総額で*****円で、㎡単価*****円、坪単価*****円です。

会長伊藤 隆一 再開します。

他に質疑ありますか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番と 3 番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番と 3 番は、許可することに決定を致しました。

申請 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可することに決定を致しました。

次に、申請 5 番と 6 番は、関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条により一括上程とさせて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせていただきます。申請 5 番と 6 番について事務局の説明を求めます。
事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番と 6 番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番と 6 番、許可することに決定を致しました。

申請 7 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 7 番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 7 番は、許可することに決定を致しました。

申請 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番は、

許可することに決定を致しました。
 申請 9 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 9 番は、許可することに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 9 番は、許可することに決定を致しました。
 次に、議案第 19 号「現況確認証明願いについて」を上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 事務局長
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 19 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 19 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
 次に、申請 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 事務局長
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 19 号「現況確認証明願い」の申請 2 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 19 号「現況確認証明願い」の申請 2 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。

- 次に、申請 3 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 19 号「現況確認証明願い」の申請 3 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 19 号「現況確認証明願い」の申請 3 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
- 次に、議案第 20 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案再設定 33～35 番を除く 34 件、追加新規設定 7 件、新規設定 21 番を除く計 20 件の議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」議案 33～35 番を除く 34 件、追加新規設定 7 件、新規設定 21 番を除く計 20 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」議案 33～35 番を除く 34 件、追加新規設定 7 件、新規設定 21 番を除く計 20 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
- 次に再設定 33～35 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、6 番國分新司委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。
- 会長伊藤 隆一 暫時、休議します。
- (休議中)
- 6 番國分新司委員(退席)
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。再設定 33～35 番の議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- (異議なし)

- 会長伊藤 隆一 議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定」再設定 33～35 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 33～35 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
6 番國分新司委員の復席を求めます。暫時、休議します。
(休議中)
- 会長伊藤 隆一 6 番國分新司委員復席) それでは再開します。
次に新規設定 21 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、8 番渡邊平二委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。
- 会長伊藤 隆一 暫時、休議します。
8 番渡邊平二委員(退席)
(休議中)
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。新規設定 21 番の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定」新規設定 21 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 21 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
8 番渡邊平二委員の復席を求めます。暫時、休議します。
(休議中)
- 会長伊藤 隆一 8 番渡邊平二委員復席) それでは再開します。
次に、議案第 21 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定について」を上程します。平成 30 年度農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定について、「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金協定協議会」より答申を受けましたので、総会において審議するものです。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 状況(事務局説明)*管内の状況は 2/5 に管内農業委員会にて協議するが、一般作業労賃について安いのではとの意見があったが県最低賃金を時間給で上回っているため、平成 31 年 10 月の消費税値上げを見て労賃の改定を考えることに決定した。*他自治体でも前年通りとする回答あり。
*一般労働賃金が 6400 円で安いのではとの意見があったが消費税の値上げを見て改定すれば良いとの統一意見となる。*1 時間当たり 800 円となっているが相場は 1000 円となっている。*もみすり料については管内でもばらつきが見

られる。JAからの改定料金についてはまだ連絡がない。
諮問決定、平成30年度分については改定を行わない。
質疑

- 会長伊藤 隆一 答申のとおりでよろしいですか。
- 渡邊孝一委員 平成29年度と平成30年度案は変わったことがあるのか。
- 事務局長 同じとなっています。
- 佐藤孝昭委員 郡山市を見ると育苗で芽出がある。追加してはどうか。
- 会長伊藤 隆一 芽出を500円で追加致します。
- 渡邊孝一委員 オペレータ賃金を入れてほしい。高齢者から家に機械はあるので使ってほしいとの要望がある。
- 会長伊藤 隆一 オペレータ賃金は平成30年度協議としたい。
- 國分政利委員 溝きりについても単価を入れてほしい。郡山市は10a当たり2000円とある。
- 会長伊藤 隆一 溝きりについても平成30年度協議としたい。
- 事務局長 整理田・未整理田の記載の簡素をしては如何か。
- 会長伊藤 隆一 整理田・未整理田の記載は残すが、「20以上」「20未満」を削除する。
以上の改定で質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第21号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定」について一部改定して異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第21号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定」については一部改定の上決定致しました。
次に、追加議案第22号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明) (追加議案書 議案第22号をご覧ください。中間管理機構より別紙2名に配分計画がなされましたので、農業委員会として意見を述べるものです。)
- 会長伊藤 隆一 「農用地利用配分計画(案)」に伴う新規設定2件の議案に対する審議を行います。
- 國分政利委員 ****はだれが中心になつているのか。
- 事務局長 ****さんです。
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第22号「農用地利用配分計画(案)」に意見を求められたので、審議結果「原案のとおり意義なし」と回答することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第22号「農用地利用配分計画(案)」に意見を求められたので、審議結果「原案のとおり意義なし」と回答することに決定いたしました。

以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 3 月の定例会を終了いたします。

平成 30 年 3 月 20 日
(閉会午後 3 時 54 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 5 番委員 遠藤 政幸

議席 8 番委員 渡邊 平二
